

議第198号 野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、野呂山交流施設のうち野呂山ビジターセンターの施設使用料について額の改定等をするものです。

2 改正の内容

(1) 使用料の額の改定

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、次の表の施設区分ごとに、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を乗じた額に改定します。

施設区分	改定率
研修室	1.2
交流・情報スペース	1.5

(2) 超過加算規定の追加

利用者の施設利用の利便性の向上を図るために、使用時間を超過する使用許可をした場合における施設使用料の額を算定する規定を追加します。

3 施行期日

令和2年4月1日

議第199号 おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例の制定 について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、おんど観光文化会館うずしおの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離かいりが生じていることから、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.5を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和2年4月1日

議第200号 くらはし桂浜温泉館設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、くらはし桂浜温泉館の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離かいが生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

なお、利用者区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定額は次の表のとおりです。

入浴施設

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人(一人1回につき)	600	720
小人(一人1回につき)	300	360
幼児(一人1回につき)	200	240
回数券(11回分)	6,000	7,200

3 施行期日

令和2年4月1日

議第201号 かまがり自然体験施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、かまがり自然体験施設のうちかまがり天体観測館の入館料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の入館料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、入館料の額を現行の入館料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和2年4月1日

議第202号 かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、かまがり温泉やすらぎの館の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率^{かい}に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

なお、通常使用料等の利用者区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定額は次の表のとおりです。

(1) 通常使用料（一人1回につき）

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人	600	720
小学生	450	540

(2) 特定の日における割引使用料（一人1回につき）

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人	400	480
小学生	250	300

(3) 高齢者・障害者割引使用料（毎週月曜日及び木曜日において一人1回につき）

利用者区分	改正前額(円)	改正後額(円)
大人	400	480
小学生	250	300

(4) 回数券使用料

区分	改正前額(円)	改正後額(円)
11回分	6,000	7,200

3 施行期日

令和2年4月1日

議第 203 号 呉市川尻筆づくり資料館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市川尻筆づくり資料館の観覧料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の観覧料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、条例で定める観覧料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率 1.2 を乗じた額に改定します。

なお、利用者区分ごとの観覧料の額は規則で定めており、その改定額は次の表のとおりです。

利用者区分		改正前額(円)	改正後額(円)
一般	個人	200	240
	20人以上の団体	160	200
高校生	個人	120	150
	20人以上の団体	90	110
小・中学生	個人	80	100
	20人以上の団体	60	80

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日